

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 15 年 12 月 25 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

介護保険事業の取扱いについて

第 1 号被保険者の保険料については、新市において定める。ただし、第 2 期介護保険事業計画期間の保険料は、従前のおりとする。
普通徴収の納期については、国保税の納期と同一とする。
介護保険事業計画については、新市において新たに策定するものとする。ただし、第 2 期介護保険事業計画期間については旧町村の計画を調整し運用する。
介護認定審査会の設置及び運営は、合併時において新たに統一する。

平成 16 年 1 月 15 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会